

NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

福江商工会議所ニュース



桜の花ことば：心の美



— イベントのお知らせ —

- 5月3日（金曜日・祝日）
第31回こども自然公園大会
- 6月23日（日曜日）
2013五島長崎国際トライアスロン



510(ごとう)
列島まつりの
ご案内

本誌の主な内容

- 平成25年予算総会
- 補助金のお知らせ
- 長崎県のしま共通地域通貨（愛称：しまとく通貨）の事業開始について
- 長崎県制度資金のご紹介
- 福江商工会議所青年部会員募集
- ハローワーク（五島公共職業紹介安定所）からのお知らせ
- 新規会員紹介

図書のご案内 『Facebookをビジネスに活用した成功事例とその秘訣』

インターネットは、都市と地方の距離を縮めました。

日本での利用者数が1800万人に迫る勢いのFacebook!!

今やプライベートの交流の場からビジネス活用の場へと進化を遂げようとしております。

今後の経営戦略のアイテムとしてFacebookはいかがですか？



発行所 福江商工会議所

〒853-0005 五島市末広町8-4 TEL0959-72-3108 fax0959-74-1588
HP:<http://www.fukue-cci.org> E-mail:fukuecci@vc.fctv-net.jp

一 福江商工会議所 平成25年予算総会 一

去る、3月28日（木）15時00分より（有）観光ビルはたなかにおいて平成25年度 事業計画＆収支予算に対する審議が行われ参加者全員の承認を得て決定致しました。

尚、平成25年度 福江商工会議所 基本方針及び重点課題については下記のとおりとなります。

総会終了後、法政大学教授（ジャーナリスト）萩野 順 氏により『今後の日本経済について～地方活性化について～』を演題に講演会が開催致しました。

テレビコメンテナーとして流暢な口調で、難しい講題の中にも解りやすく非常に有意義なものでありました。

《基本方針》

本年度も、福江商工会議所が数年来取り組んでいる事業活動の継続も視野に入れながら、時代に即応した活動を実施する。離島である五島は、働く職場を求めて出稼ぎを余儀なくされる人や、郷土を見限って転出する人等が多くなっている現状に対し、人口流出を食い止め定着人口や流動人口の増加を図る為の事業活動を基本的な考え方としている為大きなテーマが多く、具体的には以下の委員会で概要を述べる。



地域振興対策事業については、福江港の整備に関する件や下水道整備事業、自衛隊誘致事業、五島一韓国との航路開設の件等、経済活動と直結する事業である為、粘り強く着実な事業推進を図りたい。

更に今日、地域振興を図る手段に、その地域の歴史や背景を題材としているところが多いが、私達の五島も王直をして中国や舟山列島等との関係を網羅しながら、5万～10万トン級の大型観光船の受入が可能な大型港湾の建設や、長崎と中国との中継基地としての物流の研究や大津地区埋立地の活用等、昨年に続き本年度も県立大学山本教授を座長とする「五島の将来を考える会」を関係機関と一体となって取り組みたい。

商工振興対策事業については、外店の進出による過当競争の激化等で既存商店街に大きな影響が出ており、その対応の一つとして高齢者の休憩場所、コミュニティーの場としてショッパーズプラザがオープンした。集客施設や核となる店舗化の問題に、今後とも商店街としての情熱や協調体制等大同団結して取り組む為には、福江の玄関口である福江港周辺の企業と既存中心商店街を一体的に促えた振興策に取り組むべきであり、その為にも商店街の自発的なリーダーや行動するグループの誕生が何よりも望まれるところである。また中心商店街の振興を図るには、時代に即応した取り組みについて、組織をあげて活動したい。更に中小企業発展に国が打ち出した施策等や県の施策、とり分け離島通貨券の取り組み等実効ある施策普及と、商店街と一体となった活発な活動を実施したい。



観光振興対策事業については、五島一韓国間航路開設の実現や他の外国との交流も視野に入れ、粘り強く広く積極的に活動したい。その為には、引き続き五島の観光施設の整備や地域の特色を活かした観光資源の掘り起こし等、観光施策による交流人口の拡大、地場産品の販路拡大、特産品開発に取り組む必要がある為、関係団体等と連携を図り活動したい。

会員事業所の相談窓口である中小企業相談所では、巡回指導や経営者・従業員向けの講習会等を積極的に開催するとともに、近年大きな問題となっている「街づくり」の使命や創業支援、経営革新、税務指導、金融の斡旋、労働関係取引等の相談指導など会員とのふれあいを大切にして、積極的に行動し会員企業と身近な活動を活かし、中小企業相談所の一つの使命でもある会員増強への取り組みについて、財政基盤の確立を目指し班を編成して行動したい。

《重点課題》

- (委員会活動)
1. 地域振興対策事業
 2. 商工振興対策事業
 3. 観光交通対策事業



- (組織充実)
1. 通常総会・臨時議員総会・常議員会開催
 2. 部会、委員会の活動強化
 3. 会員拡大運動の実施

1. 地域振興対策事業

- ・福江港整備促進並びに「五島の将来を考える会」の事業推進
- ・下大津埋め立て地の活用（物流拠点構想）
- ・下水道整備促進
- ・地域振興に関する施設（自衛隊）等の誘致
- ・五島一韓国間空路開設促進
- ・過疎対策事業の推進
- ・公共投資の地元中小企業への優先受注確保
- ・情報通信技術の活用と推進
- ・農業水産業等の他業種・地場産業との連携
- ・都市と農山漁村の共生・対流推進事業
- ・五島市鳥島の保全・整備を求める期成会の活動
- ・福江島循環道路整備促進（観光ルート整備）
- ・国道循環道路整備促進
- ・五島連絡橋建設促進
- ・福江港整備促進
- ・空港利用促進に関する活動
- ・奥浦湾（避難港）整備促進
- ・その他地域開発に関する事業

2. 商工振興対策事業

1) 商業対策

- ・まちづくり事業の推進
- ・商店街巡回バス運行事業の推進
- ・中心市街地交通量調査
- ・商工振興成功事例（先進地）の調査研究
- ・各種施策、助成金制度の啓発と普及推進
- ・経営革新を図るため経営者及び従業員の講習会、講演会、研修会等の開催
- ・各通り商店街、商店街連盟の活動支援
- ・しま共通地域通貨事業（業務受託）
- ・しま共通地域通貨の利用促進事業
- ・福江港から中心商店街までの活性化推進
- ・商店街基盤整備の促進

・一店逸品運動の協力

- ・駐車場設置及び利用向上の研究
- ・後継者対策事業
- ・その他商工振興に関する事業

2) 工業対策

- ・県工業技術センター及び県産業技術振興財団を積極的に活用
- ・経営分析診断
- ・工業経営と工業技術に関する講習会、研究会の開催
- ・その他工業振興に関する事業

3. 観光振興事業

1) 観光客の誘致活動

- ・福江みなとまつりの協賛並びに改善策の検討
- ・五島フェスティバル（夕やけマラソン）の共催
- ・五島つばき祭の共催
- ・2013五島長崎トライアスロン大会の共催
- ・関係機関との観光宣伝活動
- ・大型観光船誘致活動
- ・関係機関と連携し修学旅行等の誘致活動（掘り起こし事業）

2) 受入体制の整備

- ・福江城（石田城）・五島邸庭園と心字が池を中心とした観光施設の推進
- ・観光地の掘り起こし等の事業促進
- ・地元観光施設研修会開催
- ・五島八十八ヶ所霊場の整備活動促進
- ・花いっぱい運動の促進
- ・クリーン五島運動の推進

- 補助金のお知らせ -

地域で起業したいみなさん

創業補助金

（地域需要創造型等起業・創業促進補助金）

女性や若者の地域での起業・創業に、最大200万円補助(2/3)します。

地域のニーズに対応し、独創的な商品やサービスを新たに提供しようとする女性や若者のチャレンジを支援します。

家業を活かす第二創業では、最大で500万円を補助(2/3)します。

事業費や販路開拓に係る費用のほか、認定支援機関が実施する経営支援に対する謝金にも補助が出ます。

「認定支援機関」（金融機関等）が、計画策定～実行をサポートします。

認定支援機関たる金融機関または金融機関と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。詳しくは、地域事務局まで、お問い合わせください。

お問い合わせ先 中小企業基盤整備機構長崎県地域事務局 TEL 095-824-5413

一 長崎県のしま共通地域通貨(愛称：しまとく通貨)の事業開始について 一

しまとく通貨が平成25年4月1日（月）より平成27年度までの3年間で発行総額【1年間：36億円】108億円の事業が開始致しました。

ご承知のとおり本通貨は、長崎県内はもとより全国から訪れる方を対象に県内離島に誘致する事を目的に発行を行い、交流人口の増加を通じてしまの地域経済を活性化するものです。

《ながさき“しまとく通貨”ご購入からご使用までの流れ》

The diagram illustrates the process of using the Nagasaki Shima-to-ku currency:

1. 旅行で「しま」に行く機会がある。
A woman points at an airplane, indicating travel to Nagasaki.
2. 空港やターミナルなどに設置の販売店で「しまとく通貨」を購入。
A woman buys the currency at a store, holding a receipt that says "購入申込書" (Purchase Application Form).
3. 「しま」では、約500店舗の「しま加盟店で」利用可能！
A storefront labeled "○○商店" (Shop) is shown with a sign that says "しまとく通貨" (Shimato-ku Currency). A speech bubble says "たくさんあるのね！ 何に使おうか迷っちゃう。" (There are so many! I'm confused about what to use it for.)
4. 例えはお食事に、お土産に…楽しみ方はあなた次第！
A woman enjoys a meal, with a speech bubble saying "5,000円で買って、6,000円分使えるから、とってもお得！！" (Buy for 5,000 yen and get 6,000 yen worth of use, it's very economical!!)
5. ご購入日より6か月間有効なので、使い切らなくても大丈夫！
A woman holds a stack of currency bills, with a speech bubble saying "来月、対馬に行く用事があるからその時に使っちゃおう！" (I have business in Tsushima next month, I'll use it then!). A large "6か月有効！" (Valid for 6 months!) is prominently displayed.
6. このぼりが目印
A map of Nagasaki Prefecture showing the locations of participating stores, with a speech bubble pointing to a flag that says "しまとく通貨". A search bar at the bottom right says "しまとく通貨 検索".

※1 対象となる「しま」は、対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町・佐世保市宇久町です。
※2 購入出来る方は、使用する離島に住所を有さない方です。
1回の旅行で、お一人様6セットまでご購入できます。
※3 対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町・佐世保市宇久町での総数です。

※4 しまとく通貨は切り離し無効です。表紙のついた状態でご利用ください。
※5 店舗によっては、一部ご利用いただけない商品があります。

● 加盟店募集について ●

加盟店募集については隨時、福江商工会議所窓口において申請手続きを行っておりますので加盟店を希望される事業所に関しましては、福江商工会議所まで宜しくお願ひ申し上げます。

● 五島市における販売所(6箇所) ●

- ◎ 社団法人 五島市観光協会
- ◎ 五島自動車(株) カンパーナホテル
- ◎ 五島コンカナ王国
- ◎ 株式会社 三井楽万葉村
- ◎ 福江空港ターミナルビル株式会社
- ◎ 九州商船株式会社奈留港代理店

● お問合せ先 ● 福江商工会議所 担当：久保 (☎ 72-3108)

一 長崎県制度資金のご紹介 一

長崎県制度資金

～ 設備投資を低利・長期の資金で支援します～

経営安定資金(長期設備)

融資対象となる方

- 県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する設備投資を行う者
- ①工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改裝しようとする者
 - ②構築物、機械、装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者

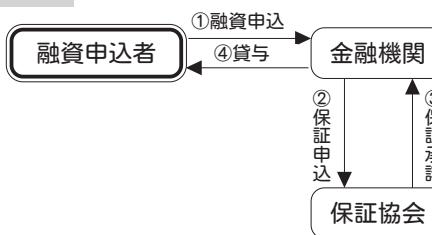
融資条件

- 融資限度額 1億円
- 資金使途 設備資金
- 利 率 2.50%以内
- 保 証 料 0.45%～1.30%
- 償還期間 15年以内（うち据置2年以内）

取扱期間

○平成25年4月1日から平成28年3月31日の貸付実行分まで

申込手続



- ①融資申込者は、金融機関で融資申込み
- ②金融機関の審査後、金融機関から保証協会に保証申込み
- ③保証協会の審査後、保証協会が保証承諾
- ④貸付が実施される

☆設備投資資金に困っている中小企業の皆様☆
下記の取扱金融機関窓口へご相談ください。

～取扱金融機関～

商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、
三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、
長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、
近畿産業信用組合

※金融機関、保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。
(長崎県産業労働部)

経営安定資金(経営力強化)

～経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善や経営力強化に取り組む中小企業を支援します～

- 経営革新等支援機関（※1）の支援を受けながら、経営課題を解決し経営力を強化する中小企業の事業資金を「経営安定資金(経営力強化)」で支援します。
- （※1）企業の財務等に関する専門的な知識や実務経験を有する、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等で国認定を受けた者。
認定支援機関の一覧は、中小企業庁、金融庁の各ホームページをご覧ください。

融資対象となる方

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者。

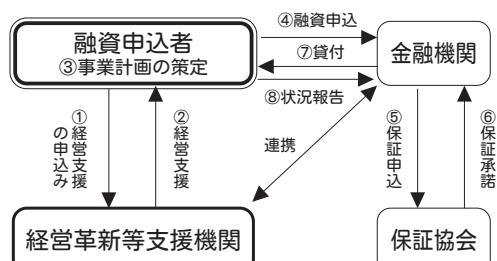
※中小企業者は、支援機関からの支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）を行う必要があります。

融資条件

- 融資限度額 5,000万円
- 資金使途 運転資金・設備資金
- 利 率 2.20%以内
- 保 証 料 0.45%～1.20%
- 償還期間 運転5年以内（うち措置1年以内）
設備7年以内（うち措置1年以内）
ただし、県制度融資からの措置は10年以内（うち措置1年以内）

申込手続

※「経営革新等支援機関」と「金融機関」が異なる場合の例



- ①経営革新等支援機関に経営支援の申込み
- ②事業計画の策定支援、実施に関する指導・助言
- ③事業計画の策定
- ④融資申込者は、金融機関で融資申込み
- ⑤金融機関の審査後、金融機関から保証協会に保証申込み
- ⑥保証協会の審査後、保証協会が保証承諾
- ⑦貸付が実施される
- ⑧四半期毎に事業計画の実施状況を報告

下記の取扱金融機関窓口へご相談ください。

商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合

※金融機関、保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。
(長崎県産業労働部)

福江商工会議所青年部（福江YEG）会員募集

福江商工会議所青年部は、新入会員を募集しています。会員相互の親睦と連帯を密にし、青年経済人としての研鑽・企業の発展・地域の振興を図ることを目的にして活動しています。

また、入会すると多様な業種間の事業者と市内・県内はもちろん、全国3万人のYEGメンバーとビジネスサイト等で繋がりを持つことができ、企業のアピールの場として利用することもできます。

多方面なことに見聞を広めたい方や仲間を作りたい方なども大歓迎です。

入会希望・お問い合わせは・・・ 福江商工会議所事務局 TEL.0959-72-3108
担当:野口 までお気軽にご連絡ください。

－ ハローワーク(五島公共職業紹介安定所)からのお知らせ －

(1) 平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための高年齢者雇用安定法が施行されます。

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

《改正のポイント》

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

(2) 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

すべての事象主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願ひいたします。

事業主区分	法 定 雇 用 率	
	現 行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	⇒ 2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒ 2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒ 2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています(精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます)。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。※失業中の人も含みます。

－ 新規会員紹介 －

事 業 所 名	代 表 者 名	住 所	連絡先
長尾アパート	長尾一雄	五島市木場町527	72-1271
元村産業	元村進	五島市上大津町2033	88-9508
松尾大工	松尾輝彦	五島市木場町264-4	72-5647
べすとぷらす五島	野口将克	五島市末広町3-4 貞方ビル301	88-9558
ほっともっと五島池田町店	道津芳彦	五島市池田町4-22	74-5944
㈱五島パブリカ	園山吉彌	五島市吉田町1399-3	74-3253
	山内清一	五島市下崎山町131	73-6487

平成25年4月現在（敬称略）

ご入会お問い合わせください。